

5. 生活環境の整備

障がいがある人もない人と同じように社会活動に参加することができる環境を整備していくためには、道路や公共施設等の建物における物理的障壁を除去し、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく必要があります。

また、障がい者の移動手段を確保するとともに、住環境や防犯・防災対策に努めるなど、障がい者にとって利用しやすい福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

5 生活環境の整備	5-1 福祉のまちづくりの推進	1. 公共、民間施設の整備の促進
		2. 道路の整備
		3. 福祉のまちづくりのための組織づくり
	5-2 移動交通条件の整備	1. 交通手段の整備
		2. 歩行空間の整備
		3. 移動の補助のための設備の整備
	5-3 住環境の整備	1. 住宅の整備
	5-4 防災対策の推進	1. 防災、防犯知識の啓発
		2. 防災対策
	5-5 コミュニケーション支援	1. 公共施設におけるコミュニケーションの確保
2. マルチメディアを活かした情報提供の推進		

5-1 福祉のまちづくりの推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がい者にとっては、毎日を安心して過ごすために日常生活圏内の環境整備が大変重要です。近年、市の人口増加に伴い市街地が拡大し、郊外型大型店舗の増加傾向とともに、旧来の個人商店が減少しているため、各障がい者の生活圏も拡大しつつあります。

本市においては、「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、交差点段差改良、歩道等のグレーチング蓋を細目タイプへの取り替え、関市庁舎障がい者向け配慮の実施、交通安全総点検などの事業に取り組んできました。しかし、まちづくり事業については、すべてを障がい者に対応した設備へと改修することは難しく、危険度や、必要度に応じてひとつずつ取り組むことが必要です。また、ハード面の改修に限らず、障がい者の安全な歩行空間の確保のため、交通安全意識の向上も求められています。

今後は、障がい者参加を積極的に押しすすめ、様々な意見を取り入れた形のまちづくりを行う必要があります。また、既設の公共施設については障がい者や高齢者が利用しやすくするため改修に努めるとともに、まちづくりについての啓発活動を行い、障がい者が困っている時にすぐに手を差しのべられるような市民の意識の啓発を行っていく必要があります。

施策の推進方向

1 公共、民間施設の整備の促進

公共施設については、「関市建設工事に係わる基準策定委員会」において福祉のまちづくりを進めるため、平成14年に策定した建物、道路、公園の整備基準により、施設づくりに取り組みます。また、全ての住民が利用しやすい施設とするため、既設の施設も点検・改修に努める必要があります。さらには、多くの人が利用する公共性の高い民間の建築物についても、必要に応じて点検や改善が行われるよう民間事業所に協力を求めています。

2 道路の整備

障がい者を含む全ての市民が安全な歩行環境を確保できるよう、必要性、危険性の高い箇所から重点的に改修を行ってきており、今後も障がい者がまちの中を安全に移動できるような設備の整備、改修に取り組みます。

3 福祉のまちづくりのための組織づくり

障がい者が安心して暮らせるまちづくりを行うために、統一した対応を行い、総合的に取り組んでいけるよう、庁内外の方との推進組織をつくり、まちづくりのための市内施設設計のルールづくりをすすめます。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
福祉マップの作成	市内のバリアフリー点検を事業主、障がい者の参加、協力を得て行い、その結果をもとに福祉マップを作成します。
アイマスク体験、車いす体験	障がい者関連イベントの際に限らず、各種障がい者の疑似体験を行う機会を年間を通じて定期的に設けることにより、障がい者の立場に立って自分たちの住んでいるまちを再認識し、心のバリアフリーをすすめます。
福祉のまちづくり推進組織	障がい者と障がいを持たない人が意見交換できる組織をつくり、福祉のまちづくりを推進します。

5-2. 移動交通条件の整備

◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がい者の活動を妨げている要因の除去に努め、安全でゆとりのある移動空間が実現することが望まれています。

本市においては、「福祉リフトバス利用サービス事業」「自動車改造助成」「自動車運転免許の取得費用助成」、「移送サービス（福祉バス・福祉リフトバス）運行」を行い、障がい者への移動の補助を行ってきました。

しかし、公共施設の利用について、障がい者にとっては移動の補助なしには気軽に利用しやすい状況にあるとは言えないのが現状です。また、医療機関、福祉施設などへの送迎は、その保護者が主として行っている場合があり、保護者への負担を減らすことが求められています。

今後、障がいの種類や、程度によって異なる移動に関するニーズを十分に把握しながらきめこまかな対応ができるよう、市内の各種交通機関に働きかけるとともに、移動支援施策の充実を図っていくことが必要です。

施策の推進方向

1 交通手段の整備

障がい者の公共交通機関の利用環境を整えるとともに、日常生活上の移動の利便性を向上するため交通網の整備を行い、社会参加の障壁を取り除きます。

2 歩行空間の整備

障がい者が地域で自立した日常生活をおくるうえで、日頃頻繁に通行する歩行空間の安全を確保するために障がいに応じた整備、改修に努めます。

3 移動の補助のための設備の整備

聴覚障がい者や視覚障がい者が移動の際に困ることが無いように、文字や音声、点字による案内設備の整備を図ります。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
タクシー利用等の助成	障がい者が通院など定期的な外出を行う場合のタクシー利用助成の拡大に努めます。
巡回バスの充実	病院、公共施設、総合福祉会館、公民館等の利用に対する移動への交通アクセスを巡回バスで行うことにより、障がい者の社会参加と交流を進めます。
リフトバス利用サービス	車いす利用者に対し、通院や冠婚葬祭への出席などの利用について利用しやすくするための、車両の充実を図ります。
リフト付き自動車などの購入改造助成	在宅の障がい者が利用するため、介助者が運転する自動車をリフト付きなどに改造または、購入する場合助成します。
耳のシンボルマーク等の表示	公共施設等に点字ブロックを敷設したり、移動に困らないよう、耳のシンボルマークや音声標識ガイドを設置し、利用拡大に努めます。

5-3. 住環境の整備

◆◆◆現状と課題◆◆◆

ノーマライゼーションの理念を具現化し、障がい者が地域で安定した生活をおくるためには、障がい者の住宅が適切に確保されていることが必要であり、住宅確保のための施策の充実が必要です。

本市においては、「障がい者いきいき住宅改善助成」などを実施し、障がい者の住環境の整備に取り組んできました。

しかし、改修の際に専門家のアドバイスがなく、改修後に不都合な点に気づくことがあることや、民間の賃貸住宅に入居している障がい者が障がい者用の設備を設置できないなどの現状があります。

今後、障がい者が家屋の改修を希望した場合、障がい者ニーズに的確に応えることができる専門家が相談に応じれるような体制づくりとともに、障がい者が地域で生活するにあたって、その周りの理解が進むように啓発を行う必要があります。

施策の推進方向

1 住宅の整備

住みやすい住宅にするための諸制度を周知し、また、改修の際に障がい種類に応じた細やかな相談体制についても検討します。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
居住サポート事業	障がい者が地域で住居を借りて生活する場合、福祉機器の取り付けを行うことなどに、地域や家主の理解を得にくいため十分な情報提供を行い、理解の促進に努めます。
住宅改善事業	「障がい者いきいき住宅」の改善助成は、平成 17 年度中に 5 件の利用がありました。さらに利用促進を図ります。

5-4. 防災対策の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がい者が安心して在宅生活や社会生活をおくるためには、防犯対策や防災対策が適切に講じられていることが大切です。

本市においては、携帯電話にアクセスすることによる「緊急通報サービス」や「関市緊急通報システム事業」、災害や防犯などの情報配信する「関市あんしんメール」「防災行政無線設置事業」及び聴覚障害者用に「防災ファックス」を取り入れるなど、障がい者の防災対策に取り組んできました。

しかし、障がい者にとって防災に関する不安は大きく、障がい種別に応じた細やかな防災対策が望まれています。

今後、障がい者が緊急時でも自分の身の安全が守れるように、的確な情報の伝達をするとともに、地域で自立して生活している障がい者に対しても、日常生活の中の防災意識を高めるために、日頃からの訓練への参加を促すとともに、防災意識の高揚のための啓発を行っていくことが必要です。

施策の推進方向

1 防災、防犯知識の啓発

普段から防犯に対する知識の普及を行うとともに、災害時の避難場所や避難経路の周知を図り、緊急時にできるだけ混乱が起きないように手段を講じておく必要があります。また、自治会など近隣の住民と協力しあえるように地域防犯や防災意識の高揚を図ります。

2 防災対策

定期的な防災訓練の内容について、障がい者に対応したきめ細やかな内容にするとともに、障がい者を含めた地域住民に対し、実状に即した形で訓練にのぞめるような体制づくりが必要です。また、災害時の情報連絡体制の整備をすすめます。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
訓練への参加の推進	総合防災訓練に様々な障がい者の参加を積極的にすすめ、訓練内容の充実を図ります。
地域防災ネットワーク	地区福祉委員会等を防災組織として、地域の防災力を高めます。

5-5. コミュニケーション支援

◆◆◆現状と課題◆◆◆

情報化社会の進展に伴い、様々な情報が通信媒体を通じて提供されています。情報通信機器は、人が社会生活を営むうえで必要なコミュニケーションの手段として、情報の発信、入手手段として、障がい者の社会参加の機会を拡大するものです。

本市においては、「友愛ファクス」を総合福祉会館、文化会館、市庁舎など市内の主な公共施設へ設置し、聴覚障がい者の外出の際の情報通信手段の確保に努めてきました。

今後、パソコンを含め、マルチメディアを活用した情報の提供の方法を検討する必要があります。

施策の推進方向

1 公共施設におけるコミュニケーションの確保

わかりやすい情報案内設備の設置を促進するなど、利用者のコミュニケーションの確保に努めます。

2 マルチメディアを活かした情報提供の推進

障がい者の情報入手手段として、活用のできる様々な情報機器を利用しやすいように整備をすすめるとともに、パソコンなどを使った情報提供の方法も検討します。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
手話奉仕員の派遣	聴覚障がい者が通院や公共機関または市の主催する各講座に参加するとき手話奉仕員を派遣し、障がい者が参加しやすいよう環境整備します。
情報機器の公共施設への設置	必要な情報を、必要な時にいつでも出入力が行えるよう、市内の主要な公共施設に情報機器の設置をすすめます。
手話通訳員の配置	聴覚障がい者が公共施設を利用する場合、コミュニケーションを十分にとることができるように手話通訳員の配置に努めます。